

7. 健康・医療

	タイトル	意見等
1	徳島県がん制圧宣言	○後藤田正純徳島県知事は地域がん診療連携拠点病院たる徳島県立中央病院に陽子線がん治療装置並びに重粒子線がん治療装置を設置して、徳島県におけるがん征圧をしなければならない。
2	徳島県がん制圧宣言	○後藤田正純徳島県知事は徳島県がん征圧の取り組みに向けて、地域がん診療連携拠点病院たる徳島県立中央病院に国立がん研究センター中央病院，国立がん研究センター東病院，公益財団法人がん研究会有明病院から、がん治療専門医を招聘して徳島県におけるがん征圧を行われなければならない。
3	徳島県がん征圧宣言について	○ 後藤田正純徳島県知事は徳島県立がんセンターを開院して、対策型がん検診の推進で徳島県におけるがん征圧の取り組みをしなければならない。 ※ 宮城県立がんセンター，群馬県立がんセンター，栃木県立がんセンター，千葉県がんセンター，埼玉県立がんセンター，神奈川県立がんセンター，静岡県立静岡センター，愛知県がんセンター，兵庫県立がんセンター ※ 肺がん検診(胸部X線検査)，肝臓がん検診(肝臓は沈黙の臓器⇒肝臓が痛み出したら重篤の症状の状態)，胃がん検診(胃内視鏡検査)，大腸がん検診(一次検査の便潜血検査と二次検査の大腸内視鏡検査との二刀流の検査が必要。大腸ポリープから大腸がんへと悪化する。)，乳がん検査，子宮頸がん検査 ○ 後藤田正純徳島県知事は徳島労働局健康安全課と一体となつて「労働安全衛生規則第44条」の一般定期健康診断にがん検診を含めるようにしなければならない。 ○ 後藤田正純徳島県知事は、市町村役場の保険課並びに健康増進課担当部署を通じて、人間ドック健康検査診断を推奨しなければならない。